

令和2年度  
(2020年度)

## 学校教育部の取り組み

### <部長の方針・考え方>

「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市のめざす教育を推進していく。

国が打ち出した「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、令和2年度中に児童・生徒一人一台のタブレット端末の整備を行い、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現のため、ICT機器を最大限活用した教育活動を展開する。特に今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業が長期に亘ったことによる様々な影響を踏まえつつ、これらICT機器も活用しながら、子どもたちの安全・安心の確立と学習保障を最優先に取り組みを推進する。

また、より豊かな放課後の創造に向け、安全安心に仲間と過ごすことができる空間と時間をすべての児童に提供する放課後児童対策事業に取り組み。

- ①子どもを第一に考えた教育施策の展開
- ②「新しい生活様式」を踏まえた教育活動の充実
- ③ICT教育の推進
- ④すべての児童の放課後を豊かにする施策の推進

### <部の構成>

教育支援推進室  
教職員課  
教育指導課  
教育研修課  
放課後子ども課

### <主な担当事務>

- (1)小学校及び中学校への就学に関すること。
- (2)児童、生徒及び園児の健康に関すること。
- (3)教職員の定数管理及び学級編制に関すること。
- (4)生徒指導及び安全指導に関すること。
- (5)学校園の教育課程に関すること。
- (6)教職員の研修に関すること。
- (7)留守家庭児童会室に関すること。
- (8)総合型放課後事業に関すること。
- (9)枚方子どもいきいき広場に関すること。

## 具体的な取り組み：(1) 学力向上の取り組みの推進

### 【学力の向上】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業が長期に亘ったことから、夏休み・冬休みの短縮、行事の精選等により必要な授業時数を確保し、児童・生徒の学習保障を行います。

児童・生徒一人ひとりの知識や技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成に向け、各学校の学力向上委員会や教科会、学年会など組織的な取り組みの充実を図り、新型コロナウイルスの影響による、学校の休業や限定的な学校再開にも備えて、ICT機器を効果的に活用した同時双方向型のオンライン授業のシステム化等も含めた授業改善を進めます。

また、タブレットやパソコン等で活用する学習コンテンツを効果的に取り入れることで、新学習指導要領で求められている資質・能力や情報活用能力の育成を図るとともに、少人数学級編制や習熟度別指導等により、きめ細かな指導を行います。

## 具体的な取り組み：(2) 英語教育の推進

### 【英語教育指導助手の配置】

全中学校に外国人英語指導助手（NET）、全小学校に日本人英語指導助手（JTE）を引き続き配置し、新たに小学校担当の NET を配置することで、英会話や体験的な学習の充実を図ります。

また、小学校外国語活動の特別免許を有する教員及び小学校英語教員を増員して、指導体制の強化を図ります。

### 【外部検定試験の活用】

英語の4技能をバランスよく育成するため、中学校2学年を対象に外部検定試験を実施し、結果分析をもとに、授業改善と生徒の学習意欲向上に生かします。

### 【大学との連携】

関西外国語大学と連携し、「枚方英語村」を実施するなど、児童・生徒が留学生と交流し、英語を使った体験活動を通じて、実践的な英語力を育みます。

## 具体的な取り組み：(3) 読書活動の推進

市立図書館と連携した学校図書館の環境整備、児童・生徒の読書習慣の確立、調べ学習等授業における学校図書館の活用を推進するとともに、ビブリオバトル等の読書活動の充実を図ります。

## 具体的な取り組み：(4) 体力向上の取り組みの推進

### 【体力の向上】

昨年度までの全児童・生徒の体力テストの結果を各校で分析し、体力向上推進計画を作成・実践するとともに、大阪体育大学と連携して、授業改善をはじめ、体力向上に向けた取り組みを推進します。

### 【中学校部活動】

「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切に部活動を実施します。

新型コロナウイルスの影響により、長期間、運動を行っていない可能性があることから、準備運動を十分に行い、主運動に付する運動機能の向上を高める活動を行います。

また、部活動前後の手洗いの徹底やソーシャルディスタンスの確保等感染防止対策を講じながら、生徒の心身の状態に留意し、けがや事故の防止に努めます。なお、専門的な知識や技能を有する部活動指導協力者を引き続き派遣し、指導の充実を図ります。

## 具体的な取り組み：(5) 生徒指導の充実

「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、「枚方市生徒指導マニュアル」「枚方市いじめ防止マニュアル」を活用し、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に寄り添い、いじめの未然防止、早期解決に努めます。不登校の課題については、子どもの育ち見守りセンターと連携し、学校に校長経験者、心理・福祉の専門家等で構成する「ひらかた学校応援チーム」を派遣する等、児童・生徒の社会的自立をめざし支援・指導に努めます。

各学校においては、生徒指導担当者を核とした組織的な対応を行うとともに、家庭訪問等を通じて保護者との信頼関係を構築し、アセスメントシートやスクリーニングシート等を活用した客観的な状況把握・改善に努めます。

## 具体的な取り組み：(6) 支援教育の充実

支援教育コーディネーターの活動時間を確保するために非常勤講師を配置し、校内の支援教育体制を充実します。

また、支援教育に関する専門家等を学校園に派遣し、教職員への指導・助言を行います。

## 具体的な取り組み：(7) 少人数学級充実事業の推進

本市独自の少人数学級編制を引き続き実施します。

また、習熟度別指導や一部教科担任制等、指導方法・指導形態の工夫により、児童の「生きる力」を育成します。なお、対象となる学校の増学級数に対して任期付教員を配置します。

## 具体的な取り組み：(8) 教職員研修の充実

「枚方市教員等育成指標」に基づいた授業研究・研修の支援を充実し、本市独自の教職員研修計画に沿って、経験年数や職務に応じて行う「基本研修」及び教育課題や教科等の専門性を高める「専門研修」を実施します。

「授業の達人養成講座」の受講を修了した授業マイスターが、成果を学校園に発信するとともに、新たな受講生を募り、2年間かけて授業マイスターを養成します。

指導主事・教育推進プランナー等が学校園を訪問し、経験年数の少ない教職員の指導・助言や授業研究・研修への継続的な指導・支援を行います。

新型コロナウイルス感染症により実施形態を資料送付や動画配信等に変更して実施します。特に法定研修は、中止等が不可能なため、工夫して法定回数の実施に努めます。

## 具体的な取り組み：(9) コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域住民等で構成され、学校運営等に関して協議する枚方におけるコミュニティ・スクールを小学校に設置します。

また、研修会等を開催し、設置校の実践事例の紹介や取り組みの発信を行い、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

## 具体的な取り組み：(10) 小・中学校における ICT 機器等を活用した取り組みの推進

「枚方市学校教育における ICT 活用の方針」の策定を行い、これに基づき、国の補助制度を活用して令和2年度中に一人一台のタブレット端末の配備を行うとともに、ICT 支援員による教員サポート体制や教員への研修体制の充実を図り、ICT の効果的な活用を推進します。合わせて、各学校内の通信ネットワークの整備を実施します。

また、教職員研修については、マニュアルの作成、校内研修、ICT 支援員による情報担当者研修等を実施するとともに、情報教育推進ワーキングチームを通じて、情報共有、発信に取り組みます。

### 具体的な取り組み：(11) 学校支援の推進

新学習指導要領がめざす「生きる力」を育むため、元校長、指導主事等による「学校園支援訪問チーム」を組織し、各学校園の課題に応じ、効果的な指導・助言等を行い、学校園運営体制の充実を図ります。

### 具体的な取り組み：(12) 総合型放課後事業の推進

子どもたちの健やかな成長に重要とされるいわゆる3間（「空間」「仲間」「時間」）を充実させるとともに、土曜日や三季休業期のみの利用ニーズにも応えられるよう、令和3年度からの総合型放課後事業実施に向け取り組みを進めます。

### 具体的な取り組み：(13) 留守家庭児童会室の安全で安心な運営体制の確保

留守家庭児童会室への利用ニーズが増加する一方、運営に必要な職員の確保や施設の老朽化への対応は喫緊の課題となっています。職員については民間活力の活用も視野に入れつつ、引き続き確保に向け取り組みます。

また、留守家庭児童会室の老朽化については、学校の余裕教室の活用とともに、良好な学習環境と放課後の保育環境を併せ持つ校舎整備に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症については、学校における感染症対策を勘案して策定した「児童会室新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく安全な保育運営に取り組みます。

### 具体的な取り組み：(14) 枚方子どもいきいき広場の実施について

これからの時代を生きる子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的として、地域団体等で実施している児童健全育成事業「枚方子どもいきいき広場」が、土曜日（学校休業日）の「子どもの居場所」の役割を担っていることを踏まえ、適切な感染防止対策を実施できること等を条件として、学校長（学校管理者）及び教育委員会が許可した場合（地域と学校との間で協議・調整が整った場合等）、活動を認め、実施団体に対し、支援助成してまいります。